

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

TEL（携帯電話から） 03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

前橋財務事務所 多重債務相談窓口	027-221-4495
群馬県消費生活センター	027-223-3001
消費者ホットライン ※お近くの消費生活センター等をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス群馬	0570-078320
群馬弁護士会無料電話ガイド ※弁護士による、10分程度のガイダンスです。	027-233-9333
群馬弁護士会総合法律相談センター	027-234-9321
司法書士総合相談センター（無料）	027-221-0150

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
群馬弁護士会無料電話ガイド ※弁護士による、10分程度のガイダンスです。	027-233-9333
群馬弁護士会総合法律相談センター	027-234-9321
群馬弁護士会	027-233-4804
司法書士総合相談センター（無料）	027-221-0150
群馬司法書士会	027-224-7763

市区町村の相談窓口

前橋市	前橋市消費生活センター	027-898-1755
高崎市	高崎市消費生活センター	027-327-5155
桐生市	桐生市消費生活センター	0277-40-1112
伊勢崎市	伊勢崎市消費生活センター	0270-20-7300
太田市	太田市消費生活センター	0276-30-2220
沼田市	沼田市消費生活センター	0278-20-1500
館林市	館林市消費生活センター	0276-72-9002
渋川市	渋川市消費生活センター	0279-22-2325
藤岡市	藤岡市消費生活センター	0274-20-1133
富岡市	富岡市消費生活センター	0274-63-6066
安中市	安中市消費生活センター	027-382-2228
みどり市	みどり市消費生活センター	0277-76-0987
榛東村	渋川市消費生活センター	0279-22-2325
吉岡町	藤岡市消費生活センター	0274-20-1133
上野村	藤岡市消費生活センター	0274-20-1133
神流町	富岡市消費生活センター	0274-63-6066
下仁田町	富岡市消費生活センター	0274-63-6066
南牧村	甘楽町消費生活センター	0274-74-3306
甘楽町	甘楽町消費生活センター	0274-74-3306
中之条町	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
長野原町	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
嬬恋村	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
草津町	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
高山村	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
東吾妻町	吾妻郡消費生活センター	0279-75-1166
片品村	沼田市消費生活センター	0278-20-1500
川場村	沼田市消費生活センター	0278-20-1500
昭和村	沼田市消費生活センター	0278-20-1500
みなかみ町	沼田市消費生活センター	0278-20-1500
玉村町	玉村町消費生活センター	0270-20-4020
板倉町	板倉町消費生活センター	0276-82-7830
明和町	明和町消費生活センター	0276-84-3299
千代田町	大泉町消費生活センター	0276-63-3511
大泉町	大泉町消費生活センター	0276-63-3511
邑楽町	邑楽町消費生活センター	0276-47-5047